

文書質問答弁書

回 答 日：令和6年11月26日

担当部局：総務部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく荻須智之議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

【質問】

1. 法的根拠の明示について 市の回答では「職員がハラスメントを感じることをない環境を構築することを目的として実施した」とありますが、議会ハラスメント条例には市長の役割や権限に関する規定がありません。改めて、市長が独自に調査を行った法的根拠を具体的にお示しください。

【答弁】

ご質問いただいたアンケート調査については、前回の文書質問でご答弁したように、令和4年3月に四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例（以下「議会ハラスメント防止条例」といいます。）が制定され、令和5年度末で施行後2年が経過することを受け、具体的にどのような場面で職員がハラスメントを受けたと感じているのかを調査し、一人ひとりの職員がハラスメントを感じることをない環境を構築することを目的として実施したものであり、調査を実施する上で法的根拠が必要なものではございません。

【質問】

2. 議長の責務との関係について 条例第4条では明確に議長の責務が規定されているにもかかわらず、なぜ市長が主体となって調査を実施したのでしょうか。「議長にご報告する」という事後的な対応ではなく、当初から議長の責務として対応すべきではなかったのでしょうか。

【答弁】

アンケート調査については、議会ハラスメント防止条例第4条に基づき実施したのではなく、質問1でもご答弁したように、令和4年3月に議会ハラスメント防止条例が制定され、令和5年度末で施行後2年が経過することを受け、具体的にどのような場面で職員がハラスメントを受けたと感じているのかを調査し、一人ひとりの職員がハラスメントを感じることをない環境を構築することを目的として実施したものです。

なお、議会ハラスメント防止条例に基づく議長の責務については、市議会におけるご対応であることから、執行部として答弁はいたしかねます。

【質問】

3. アンケート実施の基準について 「全ての所属長を対象としたアンケート方式で実施」とありますが、
- なぜ所属長のみを対象としたのか
 - どのような基準で7件を選定したのか
 - なぜ令和5年度の事案のみを対象としたのか具体的な説明を求めます。

【答弁】

アンケートの実施対象は所属長ですが、回答を求めた事案については、所属長のみではなく各所属の全職員を対象としております。

所属で事案をとりまとめるため、当該年度の所属長として把握できる範囲として、年度を跨がず令和5年度のみを対象といたしました。

なお、報告された事案については、厚生労働省の示している6つのハラスメント類型に当てはまるか精査し、その結果として7件の事案をご報告いたしました。

【質問】

4. 二元代表制との整合性について 市長部局が議会に対して調査を行うことは、二元代表制における相互牽制の関係を損なう可能性があります。この点についての市長の見解を示してください。

【答弁】

市長部局が議会に対して調査を行った事実はございません。

前回の文書質問でもご答弁したように、「議員への聞き取り調査」については、議会ハラスメント防止条例に基づく議会の内部手続として実施されたものと認識しております。

【質問】

5. 今後の対応方針について 今後、職員からハラスメントの申し出があった場合、どのような手続きで対応する予定でしょうか。条例の趣旨に則り、議長の責務として対応することを基本とすべきと考えますが、市の方針をお示してください。

【答弁】

職員のハラスメントに係る相談等への対応については、現在も、人事課等による対応に加え、外部にも相談窓口を設置するなど適切な対応に努めており、今後も同様に対応してまいります。

また、議員に関係する事案については、市議会において議会ハラスメント防止条例に基づき策定いただいた「四日市市議会ハラスメント防止のための行動指針」にのっとり対応してまいります。

【質問】

また、「議員への聞き取り調査」について「執行部として把握していない」とのことですが、市長の指示により実施されたアンケート調査が発端となっている以上、その後の経過について把握していないというのは不自然ではないでしょうか。この点についても見解を求めます。

【答弁】

質問1、2の答弁の繰り返しにはなりますが、アンケート調査については、令和4年3月に議会ハラスメント防止条例が制定され、令和5年度末で施行後2年が経過することを受け、具体的にどのような場面で職員がハラスメントを受けたと感じているのかを調査し、一人ひとりの職員がハラスメントを感じることをない環境を構築することを目的として実施したものです。

私ども執行部といたしましては、アンケート調査の結果を議長にご報告することで、職員がどのような場面でハラスメントを受けたと感じているのかをご理解いただき、議員活動における職員に対するハラスメントの防止及び排除に引き続きご配慮いただくようお願いしたものであり、その後の市議会におけるご対応については、市議会が依頼した弁護士による調査の結果、私どもがご報告した7件の事案について、いずれもハラスメントには当たらないものと結論付けられたことは承知しておりますが、弁護士による調査の内容など、それ以上の詳細な情報は把握しておりません。